平成２６年（フ）第１８５号
茨城県鉾田市菅野谷174番地
破産者　薄井みや子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６５号
茨城県水戸市元吉田町226番地の11
破産者　福富　美香
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７３号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目11番11号
破産者　武田　守仁
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
奈良市南京終町３丁目439番地の10
破産者　小柳　　茂
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
福岡県直方市大字上頓野982番地１
破産者　尾崎美津子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７３７号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目４番30号
破産者　福田　雅代
1　破産債権の届出期間　平成27年３月24日まで
2　一般調査期日　平成27年４月21日午後２時
平成27年３月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市平川町4011番地２
破産者　外園　　均
1　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
2　一般調査期日　平成27年４月22日午前11時30分
平成27年３月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３号
福島県いわき市常盤水野谷町諏訪ケ崎66、住民票上の住所秋田県大仙市大曲白金町４番19号
破産者　橋本　　祐
1　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
2　一般調査期日　平成27年４月23日午前11時30分
平成27年３月３日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８７６号
札幌市中央区南19条西６丁目２番１―401号
破産者　中川　秀人
1　破産債権の届出期間　平成27年３月31日まで
2　一般調査期日　平成27年５月19日午後４時30分
平成27年３月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４６号
広島市南区向洋大原町25番11号
破産者　玉井　重之
1　破産債権の届出期間　平成27年４月２日まで
2　一般調査期日　平成27年５月15日午後３時30分
平成27年３月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２８号
広島県山県郡北広島町川西797番地
破産者　沖石　幸文
1　破産債権の届出期間　平成27年４月２日まで
2　一般調査期日　平成27年４月28日午後１時30分
平成27年３月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６０号
仙台市青葉区山手町27番11―206号
破産者　佐藤　雅彦
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年５月22日午前11時
平成27年３月４日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１００号
横浜市南区花之木町２丁目32番１号
破産者　フジ電工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年４月20日午後１時20分
平成27年３月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８０号
大阪府吹田市岸部北５丁目40番２号
破産者　株式会社ＷＯＷ
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年６月４日午後２時
平成27年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６７号
大阪市中央区南新町１丁目３番８号
破産者　株式会社ハセガワフーズ
1　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
2　一般調査期日　平成27年５月18日午後２時
平成27年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

一般調査期間の変更

平成２４年（フ）第３６５０号
大阪市都島区東野田町２丁目８番８号
破産者　株式会社クラヴィス
破産管財人　小松陽一郎
主文　先に定めた破産債権の一般調査期間を平成27年４月13日から平成27年４月20日までと変更する。
平成27年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第７号
本店所在地高知市春野町西分3546番地
清算株式会社　南国温泉観光株式会社
代表清算人　鍋島　英輔
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第５０３号
福島県河沼郡会津坂下町大字字内字中子山4007番地
清算株式会社　土田建設工業株式会社
代表清算人　土田　左近
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
特別清算会社土田建設工業株式会社（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、特別清算手続開始決定日（平成26年10月20日）までの原因に基づいて発生した、後記本件債権額一覧記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件債権」という。）とする。
各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、後記本件債権額一覧のとおりである。
2　弁済の場所及び端数切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算会社負担とする。
なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。